

(第五部)

第五回参議院法務委員会會議録第十二号

(二八五)

昭和二十四年五月十一日(水曜日)午前十一時二十八分開会

本日の会議に付した事件

○出版法及び新聞用紙法を廃止する法律案(内閣送付)

○檢察廳法の一部を改正法律案(内閣送付)

○連合委員会開会の件

○委員(伊藤修) これより法務委員会を開会いたします。出版法及び新聞用紙法を廃止する法律案を議題に供します。先ず政府委員の本法案に対するところの内容説明を求めます。

○委員(橋本啓) 出版法及び新聞用紙法を廃止する法律案の提案理由は、先づ説明申し上げます。御承知の通り、終戦直後におきまして、言論及び出版の自由を抑圧していた一切の制限が取除かれたのであります。具体的に申しますれば、昭和二十年九月二十七日の連合最高司令官の覚書によりまして、新聞紙法を始め、他の十二の法律及び勅令等の覚書に抵触するものが廃止されるように日本政府に命令されたのであります。よつて政府は右の中、新聞紙法を除きまして、他の十一の法令に対しては、それ、同年十月中に正式の廃止の手続をとつたのであります。ただ新聞紙法につきましては、その中の規定の全部が、必ずしも検閲とか、或いは発賣禁止処分、その他言論の自由を抑圧するものばかりでもありませんでしたので、当時内務省と司令部との間におきまして、新聞紙法及

び出版法は、これに代るべき適当な法律が制定せられるまでその効力を停止して置き、その正式の廃止手続は暫くこれは見合わせることにしていただいております。因みに申しますが、出版法は、前に申しました覚書の中には列挙せられていませんが、その内容からして、当然新聞紙法と同様にこれを取扱うこととされたのであります。併しなから新聞紙法と出版法の改正の問題は、その後進展せず、そのうちに二十二年五月には出版に関する事務は文部省に引継がれ、又内務省は二十二年末を以て解体せらるるに至りました。尚一昨年刑法の一部が改正されました際に、猥褻罪の罰の程度が高められましたし、又名譽毀損罪に関する規定の中に、従来の新聞紙法及び出版法の中の規定の一部が採入れられました。更に処罰の程度も高められたりいたしましたので、今般政府としましては、新聞紙法及び出版法を正規の手続を経て廃止し、以て覚書の趣旨の通りに結末をつけることとした次第であります。法律案の法文自体は極めて簡単なものであります。説明の要もないかと存じますが、附則の中で予約出版法の一部を改正いたしておりますので、この点について若干説明を申し上げます。元來この予約出版法は言論、或いは思想の自由を取締るための法律ではなくして、予約購読者であるところの一般國民を保護出版業者から行政的に保護することを目的とするものであります。従つてこの法律を廃止

したり、或いはこれに対して実質的な改正を加えたりすることは、今後の研究問題であります。ただこの法律の中には出版法を引用している箇所が若干ありますので、今回は出版法の廃止に伴つて当然加えられなくてはならない形式的な改正、即ち字句の削除とか、或いは書替えをこの法案に対して行なつただけであります。何とぞよろしく御審議頂きます。速かに可決の運びに至りますようお願いいたします。

○委員(伊藤修) これから質疑に入ります。

○大野幸一君 この予約出版のことでありますが、現在の状態をお聞きしたいと思つております。先程予約出版法のことについての立法の御趣旨はよく分りました。併しそれにも拘らず予約によつて当時の価格と、出版した当時の価格とで大差出版業者において経済上の変動があつたことも影響しておることでしょうか、とにかくその予約出版が随分多数に迷惑を掛けていますが、そのことについてどういふような今状況であるか、それをどういふふうにして取締つていかを一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○委員(橋本啓) 只今申しました通り出版関係は二十二年の五月に文部省に全部移りましたために、或いは文部省の方の政府委員の方の御答弁が適当かと思ひますが、私はこれを法務省と文部省と共同で閣議請求いたしたりした関係もございまして、若干その間の事情を聞き及んでおりますか

○委員(橋本啓) 實際問題として予約出版の届出は地方の教育委員会を通じて文部省にやつておることと聞いておりますが、非常な件数も少いのであります。そして只今御指摘のように昔の安い値段で契約して實際実行できないから、その値段の改訂を教育委員会に求めて來ますので、委員会の方でもそれを認めてやつておるといふより、途中でその金額の変更を行政官廳の方に願ひ出して、そしてやつておるよりに聞いております。

○委員(橋本啓) 連記を始めまして予約出版の届出は地方の教育委員会を通じて文部省にやつておることと聞いておりますが、非常な件数も少いのであります。そして只今御指摘のように昔の安い値段で契約して實際実行できないから、その値段の改訂を教育委員会に求めて來ますので、委員会の方でもそれを認めてやつておるといふより、途中でその金額の変更を行政官廳の方に願ひ出して、そしてやつておるよりに聞いております。

○委員(橋本啓) 連記を始めて……

○委員(伊藤修) 連記を始めて……

○委員(橋本啓) 連記を始めて……

○委員(橋本啓) 連記を始めて……

○委員(伊藤修) 連記を始めて……

○委員(橋本啓) 連記を始めて……

田以下の罰金に処し、このことを新聞紙その他の出版物に掲載したときは編輯人、発行人その他を処罰するといふ規定がございます。それから更に証券取引法には、有價証券の相場を偽つて記載した文書を作成してはならない。或いは薬事法、薬のものを取締る法律には、虚偽又は誇大な記事を廣告したりしてはならない、或いは御承知の通り衆議院議員選挙法には、文書圖面に関する制限をする、そうして選挙犯罪を煽動した場合には、新聞紙や雑誌の場合にあつては編輯人や、實際編輯を担当した者を処罰する。今若干の例を挙げましたが、こゝういふように特別の必要に基いて特別のことに限つて制限することは、これは止むを得ないのじやないかと思ひますが、全面的に制限をするような規定を作ることは、今のところ、一部の方面においては必要を感じられておるようではあります。が、非常にデリケートな問題でもあり、具体的な案は持つておらないのであります。

○松井道夫君 終戦後の新聞紙法、出版法が効力を停止されて以来、出版を停止したり、そゝういつた処置をやつた例があるか、あるとすればその法律上の根拠はどこにあるか、その点をお聞きしたいと思います。
○説明員(横大路俊一君) 直接出版を制限した事例は私には聞いておりません。

○松井道夫君 出版そのものを禁止した例がないにしても、出版物の配布を禁止したような例はありませんか、あつたとしたらその根拠を……
○説明員(横大路俊一君) 或いは複製物などで裁判に掛けられまして、裁判

所の命令によつて没收されたりしたものはあるかと思ひますが、行政処分によつてそゝういふ配布を止めるということとは、今のところ法律上の根拠もありませんのでございなくと思ひます。
○松井道夫君 新聞によりまして、石川達三氏の或る小説が問題になつて、確かに配布を禁じられたのですか、発賣を禁止されたのか、それはよく記憶をいたしませんか、その他一、二新聞によつた例があるように伺つてゐるのであります。その点は如何でしようか。

○説明員(横大路俊一君) お話の通り、石川達三氏或いは石坂洋次郎といふたような人の書いたものが新聞記事に出たことを私記憶いたしてあります。が、その当時私共は直接そゝういふ行政方面に關係しておらないものでありますから、警視廳に行つて特に確かめたわけでもありませんので、新聞記事以上には正確なことは存じませんが、若しそゝういふことをやつたとすれば、これは飽くまで官憲の力によつてやつたといふよりは、或は多少警視廳の弁解になるようかも知れませんが、本屋の主人に任意にそゝういふものの発賣をしないようにと言つて勧告をして本屋の主人が任意にそれに應じたといつたような処理じやなかつたかと記憶してあります。
○松井道夫君 現在新聞を規律するのにプレスコードといふものがあるといふことを聞いておるのであります。参考書類の中にもそれが伺われるのであります。これは先程の御意見に上りますと、日本の法律としてこゝういつたプレスコードのようなものを出すことは困難であるような御意見がある

つたのであります。併しながら進駐軍の司令部の方の指令でも、日本の法律の形にし、乃至はポツダム勅令の形にして國內法上の効力を持たせる、その意味で適用するといふことがこれは終戦後原則的の取扱であつたのではないかと存せられるのであります。このプレスコードにあるようなものを國內法にすることはできないのかどうか、又このプレスコードが現在法律的にどういふ効力があるものかどうか、又その實際の運用状況はどんなことになつておりますか、その辺をお尋ねしたいと思ひます。

○説明員(横大路俊一君) この法案を作り出す前に司令部のプレスコードの關係當局に意向を特に確めに参りました。が、これを國內法として作ることは今のところ司令部は考えていないといふことをはつきり申しておりました。それでこのプレスコードは、只今のところこれは違反した場合には進駐軍が直接に自分の軍事裁判に掛けて処罰するといふことになつております。が、私の聞きました範囲では、實際軍事裁判に掛けた件数は極めて少なく、今まで確か二つだけだつたように聞いております。

○委員(伊藤修君) 松井さんの御質問に対してお答えの警視廳が任意にやつておるといふことは一体それでいいのですか。
○説明員(横大路俊一君) じやないかと私は想像しただけの話で……
○委員(伊藤修君) 法律上の根拠はないのですか。
○説明員(横大路俊一君) その点は法律上の根拠は今のところ何もございませぬ。

○委員(伊藤修君) 先きに新聞記事が言論の自由を借つて行過ぎているような感もあると思ひますが、これに対して何ら法的措置を講ずるといふようなお考えは持つておられますか。
○説明員(横大路俊一君) 例えは新聞記事で人の名譽を毀損するやうなことを書き置いた場合に、それを書かれた人の方で泣き入りせずに積極的に新聞社に対して訂正を申込み、若し新聞社が應じない場合には進んで名譽毀損の訴えを起し、損害賠償を請求するといふぐらゝに強くやつて頂ければ、新聞社の方も自然と自肅して来るのじやないかと、こゝう考へてゐる次第でございませぬ。又治安に關係のあるやうなことも非常にデリケートな場合があるやうであります。が、これは今のところ行政的な予防措置をやりますと、曾ての新聞紙法のあつた時代と同じやうな弊害が又生ずるといふ心配もありません。が、やはりそゝういふ場合には、事件を一度裁判所に持出して、そして裁判所の判決を受けた上で適当に処理するといふふりをして行くのが本筋の考へ方ではなからうかと、こゝう考へております。

○委員(伊藤修君) 殊に帝銀事件のごとき捜査途上において或る特定の人を恰かも犯人のごとく推断の下にどんな書かれるといふやうな場合には、新刑事訴訟法の精神にも悖るやうな結果になりはしないかと思ふのであります。予めその裁判官が新聞によつて手断を抱くといふやうな虞れにもなるが、そゝういふ面に対する考慮はないのですか。又捜査の上においても非常に障礙を來すといふ二面において何かお考へ

を政府でお待ちになつておりませんか。
○説明員(横大路俊一君) まだどうなるか分らない被疑者に対して、恰もそれが犯罪者であるかのごとく書き置いた場合には、それは本人から名譽毀損の訴えを起すなりいたすことが適当かと思ひますが、捜査のことについては、い

る書き置かすのは、これはむしろ檢察當局自身がそゝういふことを新聞社の人に感付かれるといつたやうな場合に、すでに自分に欠点と申しますか、弱点があるのではないかと思ひますので、これは捜査當局の方で厳に秘密を守つてやつて行けばよろしいのじやないか、こゝう考へます。

○大野幸一君 時々著作物なんかについて訂正とか、或いは先程の訂正といふことでなければこれが風俗に害ありとして檢察廳の調べを受けたり、警視廳の問題になつたり、大体小説の内容、著作物の内容では往々にして檢察廳側と民間のいわゆる著者の間、或いはこれを批判する大衆との間に大分見解の相違が生ずるのであつて、これも時勢によつて変化するのであります。今堂々と展覽會に掲げてある裸体油絵は昔であつたら然風俗擾亂になると思ふ節もあると思ふのであります。それもいつも問題になるために、検査廳側、取調べる警視廳あたりがどうも時代遅れの上りに新聞に書かれることもあります。又そゝういふ場合もあります。これを審査する方法として作者側代表委員或いは又記者側代表委員とか檢察廳側といふふりに一つ合議制を常に持ておいて、半面それを民主的に判定を下す、こゝういふ方法を考慮されてゐるかどうか、そゝういふことも一つの方法

物などで裁判に掛けられまして、裁判

すことは困難であるような御意見がある

せん。

を来すという二面において何かお考え

かどうか、そういうことも一つの方法

と申すが、どうお考えなさいですか。

○説明員(横大路後一君) これも或いは文部当局の方がお答えすべき問題かと思ふのでありますが、私が法案を準備しますときに、文部省の人と連絡して知つてゐる限りを申上げますと、昭和二十三年の十月に教育刷新委員会の総会がございまして、そのときにいわゆる低俗文化、低級な風俗の文化という意味でありまして、低俗文化を排除するといふ問題について決議をいたしておりましたが、その前書によりまして、この問題が國民大衆の健全なる常識に俟つべきものである、國民に対する教育の普及とか或いは教養の向上を圖つて、國民自身がみずからこれを判断するように行つて行くのが理想であるといふような前書で始つておりました、最後のところには文化の問題について限界と申しますか、その幾い目的の問題を判断し、又これを指導するた

めに適当な機関を設け、そうして健全高尚な價値のあるものを奨励するやうにといふ項目があるのでございまして、今おつしやいましたやうな文化方面の人或いは民間人といつたやうな人を入れて、適当な藝術方面の指導をする機関を設けるように計画しておるのじやないかと思つております。

○松井通夫君 先きの新聞紙法によりますと、その第十七條に記事に錯誤のあつた場合に關係者から正誤の請求をすることができ、場合によつては正誤表、弁駁書の全文を掲載するといふことになつておつたのであります。これは終戦後においても新聞の記事がときに正確を失ひまして、本人の名譽その他利益を害するやうなことが

必ずしも少くなかつたと存するのであります。かかると規定は非常に適切なものではないかと思ふのであります。勿論これでもよろしいかどうか、これは疑問があると思ひますが、又先程委員長からも触れられたのであります。捜査中の被疑事件、捜査中の事件につきましても、これは新刑事訴訟法においても、被疑者その他の者の名譽を害しないやうに注意しなければならぬといふ趣旨の規定がございまして、終戦後の状況を見ておると、この点が非常にルーズに言論界において取扱われてゐるのではないかと存するのであります。その適否につきましても、いろいろ議論もございまして、い

る規定は、或る意味において存在意義があるのではないかと思ふのであります。又その二十條、これは議案等において公にせざる文書、これを新聞紙においてどう取扱ふべきかといつたやうなことが規定されておつて、これも或る程度の規制が必要であるかどうか議論するべきものであると存するのであります。それから第二十一條、これは十九條とも関連するのであります。規定とも考えられない、それから第二十三條、これは内務大臣がこ

れを差押えるといふやうなことになるのであります。その方法の適否は、これは十分に研究しなければならぬのであります。大分國際情勢その他が緊迫して参りますと、國內關係におきましても經濟状態その他いろいろ緊迫して参りますと、安寧秩序を害すやうな言説記事も掲載されるやうな

ことが起きて来るのじやないかと存するのであります。プレス・コードによるやうな記事も載せてはいけないといふことになつてゐるのであります。それが専ら進駐軍の方の判断だけであるといふ、日本人は事実にそぐうことを判断してそれに対する対策を講ずることができないといふやうなことは、甚だおかしなことであつて、近時司令部におきましても日本の技術、日本人の自主性といふことを非常にや

かましく言つておられるのであります。只今挙げましたやうな條文に規定されてゐるやうなこと、このやうなことが政府当局として必要がないかと考へておられるといふ趣旨に承つたのであります。俄かにそれだけの簡單なお答えでは、ちよつと納得行きかねるものがあるかと存するのであります。その点について伺ひたいと思ひます。

○説明員(横大路後一君) 先程提案理由の中にも申述べました通りに、新聞紙法及び出版法の規定の全部が必ずしも悪かつたわけではありませんが、當時内務省と司令部との間の話し合いによる規定とか、或いは新聞紙の正誤に關する規定とか、或いは名譽毀損の場合の事實証明に關する規定のやうなものは、依然適用されて然るべきものと考へられておつたのであります。そういう關係もありましたので、特に指令で十二の法令を即時廢止しろといふことが言われまして、十一の法令は二十年の十月中に正誤の手続を以て廢止したのであります。新聞紙法だけは今おつしやつたやうな正誤その他の点もあつたものですから、特に司令部の方の了解を得て、代へるべき法律を作るまでは

そのままにして置こうといふことになつておつたのであります。併しそのうちに内務省も潰れてしまひますし、司令部の当該係官も交替したりしたものでありますから、そのまま放任されておりました。この新聞紙法が正式に廢止されるのか或いは代へるべき法律ができるのかといふことが分らないままに今日に至つておるのであります。先程御指摘のありましたやうに、例へば捜査中の事件について、書いていいのかわいのかといふ問題が去年の夏具體的に起つたのであります。そのときに初めて問題が司令部に提出されまして、司令部の方でも、新聞紙法は終戦直後の指令によつて廢止されておる筈だ、そういう問題が今起るのはおかしいじやないかと言つて調べて見ましたところ、これが形式的にまだ法律として残つておるといふことが分つたものであります。法律の所管職である内務省は潰れましたが、法律のことを取扱つた法務廳で、じや廢止の手続をやれといふことの注意を受けて、廢止することに手続を進めて参つたわけでありました。その際に私共も、今御指摘のやうなことも司令部當局と細かく折衝したのであります。最後のところに至りますと、結局終戦直後の指令を履行してないのは日本政府の怠慢ではないか、だから代へるべき法律を作るにしても、取敢えずこれを近い機会に議會で廢止だけはしろ、若しその中のいい規定を活かしたいならば、そういう法律は又別途研究して作ることに差支はないといふやうな了解があつたものでありますから、これは取敢えず

廢止することだけにしまして、今後積極的ないい規定を感つたものを作るというのには、場合によつては文部省主眼で考えられるのじやないかと、こゝろ存じております。

○松井通夫君 そりすると、先程新しい法律を作る意思はないといふやうに私は簡単に了承したのであります。が、そうすると法務廳としてそういう法案を作る意思がないといふ意味だと思ひますが、どうですか。

○説明員(横大路後一君) 先程申しました私の言葉は少し表現がまずかつたと思ひますのでございしますが、私は全然作る意思がないといふほど強く申上げたつもりではありませんが、ただ制限をするやうな法律を作り出すと、一歩誤るとその運用が濫用せらるる虞れもあるから、十分研究して掛かればならない問題だといふやうなつもりで申上げたのでございします。

○岡部常君 松井委員の御質疑が大体趣旨は通つておりますが、尙私は具體的に少し問題を持つて行きましてお尋ねいたしたいと思ひます。風俗に關する問題は別といたしまして、それ以外の著しく反社会的の事件を取扱つたものといふやうなもの、これをもつと具體的に申しますれば、現行の日本國憲法を否定する、或いはその憲法下に成立しておるところの政府を倒すといふやうなことを主張するやうな記事でも出た場合、それをどういふやうにするかといふことには私は考へて行かなければならないと思ふのであります。先程のこれは言葉尻を捉へるやうになりまして、文部省の所管の方で法案を立てるといつたやうな程度のものならばよろしいと思ひますが、今申

しましたような、國家の基本を紊る、というよりなことも、これは考えて置かなければならないのであります。今町に氾濫しております出版物の状況を見ますと、必ずしも風俗だけでなく、そこにやはり今申したような危険性が必ずしもなしと申せないものであります。そういうふうなものを対して具体的に、これは法務廳関係であらうと私は思いますが、法務廳は速かに何らかの方法を講ずべきものだとは信ずるのであります。その点に對して、政府の考え方を伺いたいのであります。

○説明員(横大路俊一君) 憲法で國民の自由の要求と、他面國家社會の治安維持のための最小限度の取締の要求というものは、非常に微妙な境界線を以て接觸しておると言えるのであります。その間に明確な一本の線を引くという事は現実には必要を感じられておりますけれども、實際面としてはなかなか困難な仕事であると思われるのであります。今御指摘になりましたような、例えば憲法で認められた政府を暴力で覆覆せよといったようなことを煽動するといふようなものがありました。場合に、今の法律で考えられれば、例えば刑法の騒擾に関する罪、或いは内乱に関する罪の規定では、實際問題としてそれを実行する人間が出て来ない限り、煽動者自身を処罰するといふことは困難と思われ、又新聞とか、ビラにその程度のことを書いて、内乱罪に対する手備陰謀といったような考え、概念の中に入れるのも少し無理かと思われ、又軽犯罪

法の中に、他人の家の扉に貼紙してはいけないとかいうような規定はありますが、それで引掛けるのも實際の目的を達することはできないと思ひます。で、この思想問題につきましては、行政官廳の方で事前に予防的な措置を講ずることが非常に困難でありますから、國家社會に有害なものとして認められるかどうかというものは、これは裁判所の判断によつて初めて決するといふのが新しい憲法の精神であるところ考えておられます。いづれにいたしましてこの問題は相當困難であり、且つツケリケートな問題でありますし、立法技術の方面と社會情勢の方面とを両方研究して善処したいといふ、こう考えておる次第であります。

○岡部常吉 成る程言論の自由を尊重するといふこと、それを何らかの方法で取締らうといふことは非常にむづかしいところがあるといふことはよく分ります。又今の御説明でも分ります。併しとにかく従前の法律が停止せられてからすでに三年を超過しておる、その間にいろいろ事件も起つておると思ひますし、又それに対応する政府としての策といふものも必ずやあつたことと思ひます。これら

○大野重一君 今政府委員の御答弁はだ不濟なんで、というのはいふまでもない。部委員の質問に對して現在の政府を暴

力を以て倒すといふ宣傳ビラを撒いたときに、それに対するあなたの考えをもう一度伺ひたい。

○説明員(横大路俊一君) 今のところは私が申したものは行政官廳の手では取締方法がない、だからそれは裁判所に告発して裁判所の方で処罰する上にならなければ又別であります。この意味で申上げたのであります。

○大野重一君 ちよつと関連して、そこでそれを新聞紙に発表したときに行政官廳とするのでなくて、そういう内容を持つた新聞紙に、新聞掲載した場合に新聞紙法によつて、これを抑制する方法の考えがあるかどうかというのが私は岡部委員の質問の要旨だろ

○岡部常吉 それに補足して私の伺いたいことも実はその点であります。裁判所が最後に憲法問題を解釈する、或いは法律問題を解釈する、これは尤もなことであります。その前に如何なる法的措置が講ぜられるか、立法措置を考へておるかということに著者す

○岡部常吉 先程ちよつと承つたと思

○説明員(横大路俊一君) 實は只今のところ先程申し上げた通りプレスコードに相當するよりな規定を設けるかどうかということの研究する意向を私も持つておつたのであります。それは占領軍の政策として面白くない、プレスコードは飽くまでこれは占領軍が、直接やあのだ、それと同じより本内容のものを日本の國內法として認めることは面白くないとはつきり言われております關係上、今のところ手が出ないといふことになつております。御指摘のように一方において言論思想の自由があつても、又一方において國家社會といふものが健全に發達して行くためには、その治安を維持するための最小限度の必要といふものはやはり認められなくてはならない、今のままでは多少不安があるといふことは感ぜられておるのであります。この両方の要求の間にとらあたりに一つの線を画すかといふことが非常にむづかしい問題であります。又仮にそういうものを作りましたも運用の面で非常にデリケートなところがあつて、一歩過りま

すと同じよな結果を惹き起す虞れもありませんので、今のところは社會情勢の進展といふものを見た上で判断したかどうかであるか、ただこの法律は先程申しましたように、終戦直後の指令に違反して三年半もはつたらかしておるのは怪しからんじやないかといふ司令部から指摘された点もありましたので、取敢えずこれは今回廃止させて頂いて、そうしてあとと情勢を見た上で考へさせて頂きたいといふつもりにいたしております。

○説明員(横大路俊一君) 風俗につきましては、これは刑法の規定もありませんし、問題ないと思ひます。それから名譽毀損についてもそうでありまして、一般治安といふ問題につきましては、直接今のところ規定がございませ

○説明員(横大路俊一君) そうです。

○松井道夫君 先程裁判所が判断するもの、である、裁判所に言つたらよろしいのだといふ趣旨の御答弁がございしましたが、これは私前々から質問しておりましたのは結局その趣旨になりますので、要するに現在裁判所へ持つて行くべき法規があるかどうか、この新聞紙法が廢止されたら……その点を重ねてはつきり伺つて置きたい。今の大野委員、岡部委員が述べられたような例の場合、果してそれを裁判所へ持つて行く、要するに起訴する法規があるかどうか、その点……

○説明員(横大路俊一君) 私が聞いております限りは二つあります。一つは去年の夏頃であつたと思ひますが、日刊スポーツでしたか何か、そういうふうな新聞の新聞でありました。それから一つは極く最近であります。大阪で共產黨系の人、ソウイェットからの引揚げ問題について司令部を誹謗した、内容は共產黨は日本人の引揚げを大いにやつておるのだけれども司令部が乗り氣がしないといったような記事であつたかといふようなことを聞いております。

○説明員(横大路俊一君) そうです。

○松井道夫君 先程裁判所が判断するもの、である、裁判所に言つたらよろしいのだといふ趣旨の御答弁がございしましたが、これは私前々から質問しておりましたのは結局その趣旨になりますので、要するに現在裁判所へ持つて行くべき法規があるかどうか、この新聞紙法が廢止されたら……その点を重ねてはつきり伺つて置きたい。今の大野委員、岡部委員が述べられたような例の場合、果してそれを裁判所へ持つて行く、要するに起訴する法規があるかどうか、その点……

○説明員(横大路俊一君) 風俗につきましては、これは刑法の規定もありませんし、問題ないと思ひます。それから名譽毀損についてもそうでありまして、一般治安といふ問題につきましては、直接今のところ規定がございませ

○説明員(横大路俊一君) そうです。

○説明員(横大路俊一君) 風俗につきましては、これは刑法の規定もありませんし、問題ないと思ひます。それから名譽毀損についてもそうでありまして、一般治安といふ問題につきましては、直接今のところ規定がございませ

○説明員(横大路俊一君) そうです。

○松井道夫君 先程裁判所が判断するもの、である、裁判所に言つたらよろしいのだといふ趣旨の御答弁がございしましたが、これは私前々から質問しておりましたのは結局その趣旨になりますので、要するに現在裁判所へ持つて行くべき法規があるかどうか、この新聞紙法が廢止されたら……その点を重ねてはつきり伺つて置きたい。今の大野委員、岡部委員が述べられたような例の場合、果してそれを裁判所へ持つて行く、要するに起訴する法規があるかどうか、その点……

○説明員(横大路俊一君) 風俗につきましては、これは刑法の規定もありませんし、問題ないと思ひます。それから名譽毀損についてもそうでありまして、一般治安といふ問題につきましては、直接今のところ規定がございませ

○説明員(横大路俊一君) そうです。

かと思われるのであります。又軽犯罪部委員の質問に対して現在の政府を暴

るわけでありませう。どうぞその点……

○閣議審議 先程ちよつと承つたと思
恐らく昭和二十一年の勅令三百十一

号、占領軍の占領目的に有害な行爲と
判断されるものが起訴される場合があ
り得ると思ひます。実際問題として、治
安問題について起訴されて、又或いは
処分された例があるかといふことは、
私は直接その方面を担当いたしてお
りませんので、つまびらかにいたして
りません。

○閣議審議 念のために伺ひたいし
たいのですが、本法の廃止に關連いた
しまして、著作権法との關係において、
何か支障を生ずるような虞れはありま
せんか。

○閣議審議(横大路俊一君) 著作権との
關係では何も支障は生じないと思ひま
す。その点は文部省とよく打合せをい
たしました。

○委員(伊藤修君) 外に御質疑はあ
りませんか……。それでは先程から御
質問があつたように、いわゆる松井さ
んからも大野さん、岡部さんからも
こも／＼御質問がありましたこと、
最少限度國內の治安を維持するため
に、いわゆる新聞紙法において残され
て差支ない簡便取扱いプレスコードに盛
られたところの事項というものを認め
て、新しい新聞界に対するところの
一つの取締規定というものを置くこと
が必要じゃないかと思ひますが、た
だ進駐軍がその言ひからというたこと
ろが、それは進駐軍に対するところの
問題については、勿論向うで取締ること
とはよいけれども、國內問題について
は、日本國內においてやはり立法措置
をとつて日々の言論の自由に対しての
或る一定の基準を示唆するといふこと
は必要じゃないかと思ひますが、ど
うしていいかわかりません。

○閣議審議(横大路俊一君) まだその点
第五部 法務委員会會議録第十二号 昭和二十四年五月十一日【會議録】

は研究が未熟でありますので、研究問
題としては……

○委員(伊藤修君) 研究問題ではな
いじゃないですか。三年も掛かつてお
つて、今日この法律を廃止してしまつ
て野放しにして無法状態に置いてい
いのかどうかといふことを聞くので
す。三年も掛かつておつてまだ研究中
というのには、我々として納得できな
い。それは用意があるのかないの
か。

○松井道夫君 その点法務總裁の意見
を聴いて見たいのですが。

○委員(伊藤修君) あなたとしてど
うですか。

○閣議審議(横大路俊一君) 私共として
は先程あなたから條文を列挙されまし
たような條文を持つたものを作るつも
りで準備はいたしたのであります。で、
この法律案を提出するかどうかとい
うことを法務廳の内部の廳議で研究し
たときに、代るべきものを作つた方が
いいという考えの方が当初の間は過半
数であつたのが事実であります。ちよ
つと速記を……

○委員(伊藤修君) 速記を止めて下
さい。

○委員(伊藤修君) 速記を始めて。
○閣議審議(横大路俊一君) 法務總裁の
お考えも、法務廳の内部の會議のとき
には何らかの対策を考へるべきではな
いという考へをお持ちでありました。
○委員(伊藤修君) そりすると要す
るに今まで何らの研究もなされていな
かつたといふことですね。

○閣議審議(横大路俊一君) そりといふこ
とでございませう。それが先程申しまし
た通り内務省時代からつと引續いて

おりまして、その役所のなくなつたた
めに誰もこれを構うものがいなくなつた
といふことではございませう。

○委員(伊藤修君) だけれども法務
廳が設置されてからすでに一年有余に
なるのですから、法務廳は國家の法務
に關する最高ですから、当然あなた達
の所管において研究されていなければ
ならないことだらうと思ひます。殊に日
常の新聞紙、全國に何百とあるその新聞
の言論に一定の基準を定めるといふこ
とは最も緊急な事項ではないかと思
ひます。詰らん法律をこちや／＼なぶつて
おらんで、こりいりやうな根本法につ
いて相當に御研究になつて然るべきだ
と思ひます。

○閣議審議 その点では今お話を伺つ
ておると、如何にも消極的極限爭議を
聞くような氣がするのですが、その点
は一つ十分積極的のことを処理するこ
とを考へておられるにあらうと思ひま
す。いふに之をお考へにならなければなら
ぬと思ひますが、のみならずこれは
一九四五年九月十日の言論及び新聞の
自由に關する覚書の第一、「日本帝國
政府は新聞、ラジオ放送、又はその他
の出版物等により眞実に符合せず、若
しくは公安を害するニュースの傳播を
防止するため必要な命令を發すること
を要する。」と書かれてお
るのであります。これは積極的に政府
がそれ／＼の立場に立つて發動しなけ
ればならぬことを意味すると思ひま
す。これはなすり合ひなんか言つて
消極的に極限爭議を來すなうてことは
以ての外で、許されないと考へてお
りますが、これに対してどういふ考へ
で措置されておられますか、これを伺つ
ておきたい。この点は最も大きい問題
ですから、法務總裁がおいでになつた

時にお答え願つた方が或いはいいかも
知れませう。

○委員(伊藤修君) 法務總裁でも分
らないでしよう。私はまだ素人だから
と言つて答弁をしないでもよろしい。あな
たの方の責任者は誰ですか。

○閣議審議(横大路俊一君) 私の方は調
査意見長官兼第一です。

○委員(伊藤修君) 法務總裁は常に
知らん／＼と言ひます。

○政府委員(高橋一郎君) ちよつと私
の方の關係だけ……、実は只今のよう
なメモランダムが外にも多分出てお
りまして、つまりこりいりやうに政府に
いふ／＼な措置を要求したり、或いは
國民に遵守を要求したりするメモラン
ダムが派山出ておられます。終戦直後そ
れから今日に至りましても、その事情
はそりとは變らないのでありますけれ
ども、このメモランダムを全部法制化す
る、而もそれを時間的にも直ぐに發動
するよりにやるということは到底不可
能であつたのであります。そりいり開
係がありまして、いわゆる勅令三百十
一号と言われておられますけれども、運
合國占領軍の占領目的に有害な行爲に
對する処罰等に關する勅令」といふの
が昭和二十一年勅令三百十一号を以て
出されまして、このよりのメモランダ
ムの違反は特にそのための法令ができ
なくとも、メモランダムに違反した場
合は三百十一号の罰則の適用を受ける
といふことになつておるのであります
。従ひまして只今御指摘の昭和二十
一年九月十日の言論及び出版に關する覚
書といふものも、やはりこの三百
十一号のいわゆる最高司令官の指令と
いふことになりまして、法律上はこれ
に該當するものはこれを國內法を以て

処罰し得る建前になつておるのであり
ます。このメモランダム違反として檢
察上問題になりましたことが後回ござ
います。併しそれはいづれもいわゆる
治安に非常に影響があるといふよりな
程度のものではなくして、もつと軽い
程度のもののように私共は見えておるの
でありまして、中央にいづゆる稟請、
請訓であります。指揮を求めて參つ
たものは全部これは不起訴になつてお
ります。現地限りで処理したもので中
で二、三件起訴した事例がございます
。実はこの三百十一号と申しますもの
が、こりいりやうに非常な内容を持
つた法令であります。止むを得ずして
こりいりやうな方法を探らねばならぬの
でありますけれども、そりいりやうな点
も考慮いたしまして、それから先程政
府委員から説明がありましたよりの言
論の自由といふ問題なんかも考えまし
て、割合にこのメモランダム違反につ
きましては慎重に運用をいたしてお
ります。いたしておりますが、法律的に
はその点はこのメモランダムをそのま
ま國內法として活用することに相成つ
ておるのでございませう。補足的に御説
明いたします。

○委員(伊藤修君) 私の方のお尋ね
しよといふのはいわゆる千九百四十
五年の九月十日に出たものに拘わら
ず、今日までそれに対するところの對
應する、呼籲していわゆる法規、そり
いりものをなせお作りにならなかつた
か、そりして今日指摘されて從つて廢
止するといふことは政府として怠慢で
はないかと思ひますが、それに対す
る法律をいつまで作るのか、どうい
ふ具體的に措置が考へられておるかど
うかといふ基本的なことをお尋ねする

五

(80)

わけです。それはこれから徐々に研究をせよというのでは余りに怠慢過ぎるのではないかと懸念します。それでは出来ないかと思ふ。尙その点は政府の責任あるお言葉を伺うべくお求めしておきます。

では只今の法案に対する質疑はこの程度にしまして後日に譲ることになります。

○委員(伊藤修吉) 次に檢察廳法の一部を改正する法律案を議題に供します。先ず本案に対するところの政府委員の御説明をお願いいたします。

○政府委員(高橋一郎) 檢察廳法の一部を改正する法律案の逐條説明をいたします。

先ず第十五條関係でございますが、檢察官の任免については、従來檢察廳法第十五條に基いてこれを行なつていたものであります。本年一月八日人事院規則一—三が施行され、國家公務員法第五十五條以下の國家公務員の任免に関する規定がその適用を見ることになりましたので、檢察官の任免についても國家公務員法の規定によることとなり、法務總長がこれを行うこととなつたのであります。併し認定官たる檢察總長、次長檢察事及び各檢察部長につきましては、檢察事務の主腦者たるその職責に鑑み、従來のごとく内閣がその任免を行うことが適当と認められ、又その手続の面よりいたしまして、認定官たる性質よりして認定について内閣の奏請を必要とする關係上、むしろ任免を内閣が行うことが適当と認められるので、この主旨に従つて本條第一項を改正したのであります。そうしてその他の檢察官につきま

しては、國家公務員法の原則に従つて法務總長がこれを任免するものとし、その結果第二項はこれを存置する必要があることとなるので、これを削除したのであります。

次に第十八條関係でございますが、政府におきましては、従來の高等試験に代るものとして司法試験法を立案し、國會の御審議を受けることとなつておりますが、これに伴つて本條第二項第一号を改正する必要を生じたのであります。本案におきましては、本号に掲げる試験は司法修習生たる資格を得る試験と同一のものであることを明らかにすることを適当と認め、その主旨の改正をいたしたのであります。

第二項及び第四項中の「副檢察事務委員」につきましては、國家行政組織法及び法務廳設置法の一部を改正する法律の施行に伴ひまして、その名称を改正する必要を生じたのであります。

第十九條関係につきましては、法務廳設置法の一部を改正する法律により、「法務廳」は「法務府」と改められることとなつたので、これに伴つて本條についても整理を加える必要を生じたので、第五号につきましては、現在一級官吏選考委員会というものは存在しませんので、本号の規定を置く必要がないので、これを削除したのであります。

次に第二十三條関係でございますが、本條については三種の改正を行つておきました。即ち、第一は、國家行政組織法、法務廳設置法の一部を改正する法律の施行に伴ひ、「檢察官資格審査委員会」を「檢察官資格審査会」と、「法務廳」を「法務府」に改めたことであり

ます。第二は、第十五條の改正により、檢察總長、次長檢察事及び各檢察部長については内閣が、その他の檢察官については法務總長が、その任免を行うこととなり、罷免手続についても、認定官以外の檢察官については、檢察官資格審査会の議決を経て、法務總長が罷免するものとしたこととあります。

第三は、檢察官資格審査会に予備委員を置く旨の規定を加えたこととあります。予備委員については、先きに本條第五項に基き、檢察官資格審査委員会令、昭和二十三年政令第二九二号中にこれを規定したのであります。これは委員会に関する重要事項であり、且つ國會議員については、國會法第三十九條により、内閣總理大臣、その他の國務大臣、内閣官房長官、各省次官を兼ねる場合及び國會の議決に基いて内閣行政各部における各種の委員、顧問、參與その他これに準ずる職務に就く場合の外は、法律で定めた場合でなければ國會又は地方公共團體の公務員を兼ねることができないことになつておるので、これを法律により規定することを適当と認められたのであります。而して、本案においては、予備委員は、各委員に對應して置かれ、その資格は對應する委員と同一の資格を要するものとし、國會議員たる予備委員は、委員の場合と同様に、それ／＼衆議院又は參議院において、これを選出するものとしたのであります。

第二十九條関係では、國家行政組織法によれば、行政機關の職員は法律でこれを定めることとなつておるので、これに従ひ檢察官の定員も法律でこれを定めることとしたのであります。

第三十條関係では、本條に規定する三級官吏の進退に関する権限の委任並びに檢察事務官、檢察技官の支部勤務命令については、國家公務員法第五十五條第二項の規定が優先する結果、何れもすてに不要となつたので、これを削除したのであります。

第三十二條の二は、檢察官は、刑事訴訟法により、唯一の公訴提起機關として規定せられております。従つて、檢察官の職務執行の公正なりや否やは、直接刑事裁判の結果に重大な影響を及ぼすものであります。このような職責の特殊性に鑑み、従來檢察官については、一般行政官と異り、裁判官に準ずる身分の保障及び待遇を與えられていたものであります。國家公務員法施行後と雖も、この檢察官の特殊性は何ら變ることなく、従つてその任免については、尙一般の國家公務員とはおのずからその取扱を異にするべきものであります。よつて、本條は、國家公務員法附則第十三條の規定に基き、檢察廳法中、檢察官の任免に関する規定を國家公務員法の特例を定めたものとしたのであります。

次に第三十七條関係でございますが、本條第二項は、檢察官資格審査会に予備委員を置く旨の規定を加えたこととあります。予備委員については、先きに本條第五項に基き、檢察官資格審査委員会令、昭和二十三年政令第二九二号中にこれを規定したのであります。これは委員会に関する重要事項であり、且つ國會議員については、國會法第三十九條により、内閣總理大臣、その他の國務大臣、内閣官房長官、各省次官を兼ねる場合及び國會の議決に基いて内閣行政各部における各種の委員、顧問、參與その他これに準ずる職務に就く場合の外は、法律で定めた場合でなければ國會又は地方公共團體の公務員を兼ねることができないことになつておるので、これを法律により規定することを適当と認められたのであります。而して、本案においては、予備委員は、各委員に對應して置かれ、その資格は對應する委員と同一の資格を要するものとし、國會議員たる予備委員は、委員の場合と同様に、それ／＼衆議院又は參議院において、これを選出するものとしたのであります。

次に附則でございますが、第一項については、本案は、その大部分の規定が、國家行政組織法及び法務廳設置法の一部を改正する法律の施行に伴ひ改正規定でありますので、これらの法律と同一の施行期日を一致することとしたのであります。第二項及び第三項は、本則による改正に伴ひ必要な経過規定を設けたものであります。以上を以ちまして簡單であります。

乃至第四十四條の適用については同法施行令第十條第二項で、これらの者を司法修習生の修習を終えたものとみなしておきますので、檢察官たる資格に關しても、これと同様の取扱をするものとしたのであります。第三項の追加は、外地弁護士に檢察官たる資格を附與する規定であります。裁判所構成法によれば、三年以上弁護士たる者は、檢察官の資格を有することとなつており、その結果これらの者については、檢察廳法第三十七條第一項の規定により、檢察官たる資格を得た時に、司法修習生の修習を終えたものとみなされるのであります。弁護士たる資格を有する者が三年以上外地弁護士をしてきた場合、又は内地外地の弁護士在職を通じて三年以上なる場合にも、右同一の取扱をなすことが相当であり、又弁護士たる資格を有する者が、朝鮮弁護士令による弁護士として一年六ヶ月以上の実務修習を終え、考試を経た場合には、内地の弁護士として一年六ヶ月以上の実務修習を終え、考試を経た場合と同一の取扱をするのを相当と認め、判事補の職権の特例等に関する法律第三條の規定になつて、第三項としてこの趣旨を規定することとしたのであります。

次に附則でございますが、第一項については、本案は、その大部分の規定が、國家行政組織法及び法務廳設置法の一部を改正する法律の施行に伴ひ改正規定でありますので、これらの法律と同一の施行期日を一致することとしたのであります。第二項及び第三項は、本則による改正に伴ひ必要な経過規定を設けたものであります。以上を以ちまして簡單であります。

次に附則でございますが、第一項については、本案は、その大部分の規定が、國家行政組織法及び法務廳設置法の一部を改正する法律の施行に伴ひ改正規定でありますので、これらの法律と同一の施行期日を一致することとしたのであります。第二項及び第三項は、本則による改正に伴ひ必要な経過規定を設けたものであります。以上を以ちまして簡單であります。

次に附則でございますが、第一項については、本案は、その大部分の規定が、國家行政組織法及び法務廳設置法の一部を改正する法律の施行に伴ひ改正規定でありますので、これらの法律と同一の施行期日を一致することとしたのであります。第二項及び第三項は、本則による改正に伴ひ必要な経過規定を設けたものであります。以上を以ちまして簡單であります。

次に附則でございますが、第一項については、本案は、その大部分の規定が、國家行政組織法及び法務廳設置法の一部を改正する法律の施行に伴ひ改正規定でありますので、これらの法律と同一の施行期日を一致することとしたのであります。第二項及び第三項は、本則による改正に伴ひ必要な経過規定を設けたものであります。以上を以ちまして簡單であります。

す。そうしてその他の檢察官につきま
務廳を「法務府」に改めたことであり
てこれを定めることとしたのでありま
す。
かる者の中には檢察たることを志望し
てゐる者もあり、裁判所法第四十一條
けたものであります。以上を以ちまし
て簡單であります。

○委員(伊藤修君) 佐藤さんに伺
ますが、一本本法のうちの予備委員に
ついては、昨年の四月二日の当委員会
において極力その点の必要性を質問い
たしましたが、それに対してあなた
反対しておつて、殊に当委員会にお
いて修正して本院を通して送り付けた
のに対してその修正は否決されてお
る、政府としてもその当時必要なし
いうことを極力言われているのであり
ますが、何のために今度これを入れな
ければならないか、その理由をお伺い
したい。

○政府委員(佐藤修君) 檢察官資格
審査委員会の委員につきま
し、確かに委員長のおせのよりに予備
委員についても法律において定むべき
ではないかという御意見を拜承いたし
たのでありますが、あの当時といたし
ましては、本委員は本法で定め、予備
委員は政令で賄いたいという希望を持
つておつたのであります。併しなが
らその後いろいろ研究いたしました結
果、やはり皆さんの御意見のように、
かような重要な事項は本法において
つきりと規定する方が適當であらう
という結論に到達いたしました次第であ
ります。今回檢察官法の一部を改正する
法律案を起案する際にこの点をも改めて
改正案に織り込みまして、改めて御審
議をお願いしたいと存じて、かよ
うな提案をいたしました次第であります。
○大野幸一君 研究の結果と仰しや
いますが、その理由をもう少しはつきり
とおつしやつて下さい。

○委員長(佐藤修君) 檢察官資格
審査委員会の構成メンバーである委員
長席に著しく

○政府委員(佐藤修君) 檢察官資格
審査委員会の構成メンバーである委員
長席に著しく

○政府委員(佐藤修君) 檢察官資格
審査委員会の構成メンバーである委員
長席に著しく

○政府委員(佐藤修君) 檢察官資格
審査委員会の構成メンバーである委員
長席に著しく

○政府委員(佐藤修君) 檢察官資格
審査委員会の構成メンバーである委員
長席に著しく

○政府委員(佐藤修君) 檢察官資格
審査委員会の構成メンバーである委員
長席に著しく

○政府委員(佐藤修君) 檢察官資格
審査委員会の構成メンバーである委員
長席に著しく

○政府委員(佐藤修君) 檢察官資格
審査委員会の構成メンバーである委員
長席に著しく

○政府委員(佐藤修君) 檢察官資格
審査委員会の構成メンバーである委員
長席に著しく

○政府委員(佐藤修君) 檢察官資格
審査委員会の構成メンバーである委員
長席に著しく

○政府委員(佐藤修君) 檢察官資格
審査委員会の構成メンバーである委員
長席に著しく

○政府委員(佐藤修君) 檢察官資格
審査委員会の構成メンバーである委員
長席に著しく

○政府委員(佐藤修君) 檢察官資格
審査委員会の構成メンバーである委員
長席に著しく

○政府委員(佐藤修君) 檢察官資格
審査委員会の構成メンバーである委員
長席に著しく

○政府委員(佐藤修君) 檢察官資格
審査委員会の構成メンバーである委員
長席に著しく

○政府委員(佐藤修君) 檢察官資格
審査委員会の構成メンバーである委員
長席に著しく

○政府委員(佐藤修君) 檢察官資格
審査委員会の構成メンバーである委員
長席に著しく

○政府委員(佐藤修君) 檢察官資格
審査委員会の構成メンバーである委員
長席に著しく

○政府委員(佐藤修君) 檢察官資格
審査委員会の構成メンバーである委員
長席に著しく

昭和二十四年五月二十七日印刷

昭和二十四年五月二十八日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局